

## 社会福祉総合センター貸会議室等の利用人数制限の緩和について

令和2年9月17日  
公益財団法人かがわ健康福祉機構

社会福祉総合センター貸会議室等については、新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止策を講じることを前提にして、令和2年6月1日以降、収容定員(※)の50%程度以内の利用人数に制限させていただいていますが、県の「催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針」を受け、9月19日(土)から当面11月末までを期限とし、参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物については、別紙の「[催物\(イベント等\)の開催にあたっての留意事項](#)」が担保されていることを条件に、収容定員までの参加人数での利用を可能としますので、お知らせします。

すでに利用予約等を済ませている利用者の方が、会議室等の変更を検討される場合もありますが、今後の感染状況によっては再び利用人数の制限が行われる可能性もありますので、その点も踏まえて、ご判断いただきますようお願いいたします。

会議室等の変更等につきましては、087-835-3334 (公財) かがわ健康福祉機構 貸室担当までお問合せください。

なお、健康プレイルームについては、その利用形態から、引き続き20人を限度として入場制限を継続し、その他の対策も継続しますので、ご理解ください。

(※) 社会福祉総合センターの会議室・研修室の収容定員は3人掛けで計算しています。